しかしながら，当審が，前掲平成19年６月13日大法廷判決において，平成17年の総選挙の時点における１人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断を示していたことに鑑みれば，本判決以降，事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に，できるだけ速やかに必要とされる措置を講ずることが求められることとなるものと考える次第である。

裁判官須藤正彦の補足意見は，次のとおりである。

私は，遅くとも本件選挙時においては１人別枠方式が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態になっていたとの多数意見に賛成するものであるが，なお，人口の少ない県に対する配慮と衆議院における投票価値の平等との関係で，次の点を補足しておきたい。

選挙権は，主権者たる国民の参政権として最も基本的かつ重要な国民の権利であるから，憲法14条１項に定める法の下の平等において，投票価値の平等は強く要請されるものであるが，それは，絶対の基準ではなく，他の理由との関連において，裁量権の行使として合理性を有するものである限り，投票価値に差異が設けられることになってもやむを得ないと解せられるのであり，それは当審の判例とするところである。しかるところ，憲法は議院内閣制を採用し，内閣は，衆議院の信任の上に成り立ち，結局，衆議院議員の多数派によって統治の主体たる内閣（政府）が決められることになる。その一方において，内閣は衆議院の解散権の行使によって民意を問うことができる仕組みとなっている（憲法67条，69条）。そうである以上，衆議院議員選挙における１票は，政権の選択と政策の帰すうに通じ，とりわけ小選挙区制の選挙制度の採用の下ではそのことが特に顕著であるといえる。そうすると，国政の運営への国民の利害や意見の公正な反映という見地からしても，衆議院議員選挙における投票価値は特に厳格な平等が要求されるというべきで，それに殊更に差異を設けるような制度は，特段の合理的理由が認められない限り，憲法の投票価値の平等の要求に反するというべきである。

そこで，この観点に立ってみるに，１人別枠方式は，都道府県に議員１人を別枠で配分することにより相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し，投票価値にあらかじめ差異を設ける制度である。しかして，その制度の趣旨・目的とするところは，人口の少ない県に居住する国民の意思を十分に国政に反映させることができるようにするためと説明されている。その意味を立法当時の議論を参酌して敷衍すれば，国政が，相対的に人口の少ない県における過疎関連問題等の対策に向けて重点的に運営されるようにするということであろう。確かに，例えば人口の相対的に少ない県の中小都市等で，経済が活性化し雇用の場が豊富に確保されるなどして人口の流出や減少が生じないようにするために，有効適切な方策を講じて側面支援，環境整備をすることは，我が国にとって喫緊の重要課題であろう。特に，ややもすれば少数者の声は軽視ないしは黙殺されがちであるから，その声に十分に耳を傾けるようにすることは極めて大切なことであり，しかも，一般的には，人口の少ない県の候補者は，選挙運動や日頃の政治活動を通じてその地の民情を知る機会が多いと思われる。しかし，それは，結局，国政運営で優先順位の高い政策課題の対象集団ないしは母集団（以下「関係集団」という。）の選挙人の投票価値を優位なものとするという考え方であり，次に述べるとおり二重の意味で不合理であるといわざるを得ない。

第１に，全ての国会議員は，一地方や一集団の代弁者ではなく，全国民を代表するものである（憲法43条１項）ところ，上記の考え方は，優先順位の高い政策課題への対応を関係集団の選出に係る議員に大きく依存する，あるいは，その関係集団の選出議員はその集団の利益代表であると考えていることを意味するのであって，そのような考え方に基づいて人口の少ない県の選挙人の投票価値を優位なものとする点において不合理であるといえる。第２に，我が国にとって重要ないし優先順位上位で，しかも少数者ないしは弱者に関わる政策課題は多数あるであろうから，上記の考え方からすると，その重要な政策課題ごとにその関係集団それぞれに所属する国民の意思を十分に反映させる必要があるということで，その関係集団にも議員を１人別枠で配分しなければならないということにもなりかねないであろう。もとより，そのようなことは現実に不可能であり，そうであるとすると，今度は，人口の少ない県に対する過疎関連問題等の対策のみを常に優遇し，その関係集団の選挙人の投票価値を必ず優位なものとするということになり，不公平，不合理である。

そうすると，１人別枠方式については，以上の観点において合理性を認めることができない制度である。衆議院議員選挙における投票価値の平等についての特に厳格な要求を考慮するとなおさらのことであるが，前記の投票価値の差異を設けることになってもやむを得ない場合には当たらないというべきである。しかも，多数意見の述べるとおり，１人別枠方式において，衆議院議員の選挙制度に関して戦後初めての抜本的改正を行うという経緯の下で，国政における安定性，連続性の確保を図るという観点から，一定の限られた時間の中で認められていた合理性も，相当期間が経過したことによって，既に失われるに至ったというべきである。そうすると，本件選挙当時，１人別枠方式は，投票価値に差異を設けるべき特段の合理的理由は認められないから，憲法の投票価値の平等の要求に違反する状態になっていたというべきである。

裁判官古田佑紀の意見は，次のとおりである。

私は，結論において多数意見に同調するものであるが，本件選挙当時，本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていたということはできないと考える点において，多数意見と見解を異にする。以下，その理由を述べる。なお，引用した当審判例は，いずれも，多数意見においても引用されているものであるので，原則として判決年月日のみを記載する。

１　小選挙区による衆議院議員選挙における「１票の較差」の問題についての私の基本的な考えは平成19年６月13日大法廷判決の補足意見において述べているところであるが，改めて以下の点を述べておく。

いうまでもないが，ある選挙区間の「１票の較差」が２倍であるといっても，１人の選挙人がする投票は飽くまで１票であって，２票あるいは半票を投ずるものではなく，選出する議員は１人であるから，「１票の較差」の実質的意味はその選挙区において１人の議員を選出するに当たっての選挙人１人の有する影響力の差である。私は，選挙が１人の投票によって完結する効果が生じるものではなく，数十万人に上る多数の者の投票の集積により特定の代表を選出するものであることからすれば，「１票の較差」の問題は，実質的には，このような１人１人の選挙人の影響力の差ではなく，例えば，基準選挙人数（総選挙人数を小選挙区議員定数で除したもの。以下同じ。）が30万人であるとした場合に，20万人の者が１人の代表を選出できる選挙区と40万人で１人の代表を選出することになる選挙区とがあるという点にあるというべきであって，過剰代表又は過小代表の問題として，基準選挙人数との較差（基準選挙人数に対する選挙人数の割合）が問題であると考える。この点において昭和51年４月14日大法廷判決における岡原裁判官ほか４裁判官の意見に共感を覚えるものである。

２　次に，投票価値の平等と人口減少地域についての議員定数配分の関係に関するこれまでの当審の判断を見ると，当審は，中選挙区制度当時，「社会の急激な変化や，その一つの現れとしての人口の都市集中化の現象などが生じた場合，これをどのように評価し，政治における安定の要請も考慮しながら，これを選挙区割りや議員定数配分にどのように反映させるかも，国会における高度に政策的な考慮要素の一つである」旨判示し（昭和51年４月14日大法廷判決），現行選挙制度についても，「人口の都市集中化及びこれに伴う人口流出地域の過疎化の現象等にどのような配慮をし，選挙区割りや議員定数の配分にこれらをどのように反映させるかという点も，国会において考慮することができる要素というべきである」旨一貫して同様の判示をしている（最高裁判所平成11年（行ツ）第７号事件についての同年11月10日大法廷判決，平成19年６月13日大法廷判決）。これらの判示は，都市部と地方との間における投票価値の較差を問題にする論旨との関係における判断であって，その趣旨は，人口が都市部に集中し，地方の人口が減少する状況がある場合に，国会は，必ずしもそれに対応して厳密に人口比例原則に従って議員定数を配分しなければならないものではなく，都市部と地方のバランスを考慮して地方が大きく減少することがないように議員定数を定めることも一定限度では許されるとするものであることは明らかである。

３　上記判示のような考えは，統治機構としての国会の構成の在り方の観点からして，十分に合理的なものというべきである。国会は国の最も基本的な意思決定機関であり，国が全体として適切な均衡を保ちつつ維持され，発展するためには，国を構成する各地域から見た問題意識や意見が有効，的確に反映されることは極めて重要である。